

必見!!

お忘れなく！ 歯科の電子レセプト請求 「免除」「猶予」 届け出締切りは年末

POINT.1
を参照

POINT.1

「電子レセプト請求」とは…
①オンライン請求、②電子媒体（フロッピーディスクやCD-R等）による請求の2つの請求方法を総称して『電子レセプト請求』と呼ぶ。
なお、レセコンを使用して紙レセプトで提出している場合は、電子レセプト請求に該当しない。

POINT.2

すべての「常勤医」とは…
院長をはじめ、医療機関の定めた勤務時間のすべてを勤務し、かつ1週間の勤務時間が32時間以上勤務する医師のこと。ただし、これは65歳未満の医師等が併せて勤務している場合の規定であり、常勤の医師がすべて65歳以上の場合は、標榜時間が32時間に満たなくても免除基準に該当。

POINT.3

年齢要件の基準日について
年齢要件については、現時点でのレセプト請求方法によって、基準日が異なる。
〈歯科の場合〉
年齢要件：2011年4月1日時点で65歳以上
※65歳＝1946年4月1日以前に生まれた方

POINT.4

「レセコン・紙レセプト」の解釈
使用しているレセコンの機種が、電子レセプト請求に対応しているか否かに関わらず、現在『レセコンを使用し、紙レセプトで請求』している医療機関のこと。

POINT.5

レセコン・紙レセプトの「猶予措置」について
院長をはじめ、すべての常勤医が65歳未満でレセコン・紙レセプトで請求している医療機関については、電子レセプト請求への移行に猶予措置が設けられた。猶予措置の対象となるレセコンは、2009年11月25日以前に購入又はリース契約したものとなる。猶予期限は、リース又は減価償却期間が終了した日、または2015年3月31日のいずれか早い日。猶予措置期間の終了後、電子レセプト請求への移行が義務となるが、手書き請求に変更することも可能である。

POINT.6

「リース又は減価償却期間終了」の考え方
2009年11月25日以前に契約したものについては、同年11月26日以降に契約を延長した場合も猶予措置の対象に該当する。よって、契約延長を繰り返して行えば、最長で2015年3月31日までレセコン・紙レセプトでの請求が可能となる。
〈契約の延長とは…〉
※リースの場合：リース契約の延長
※購入の場合：保守契約の延長

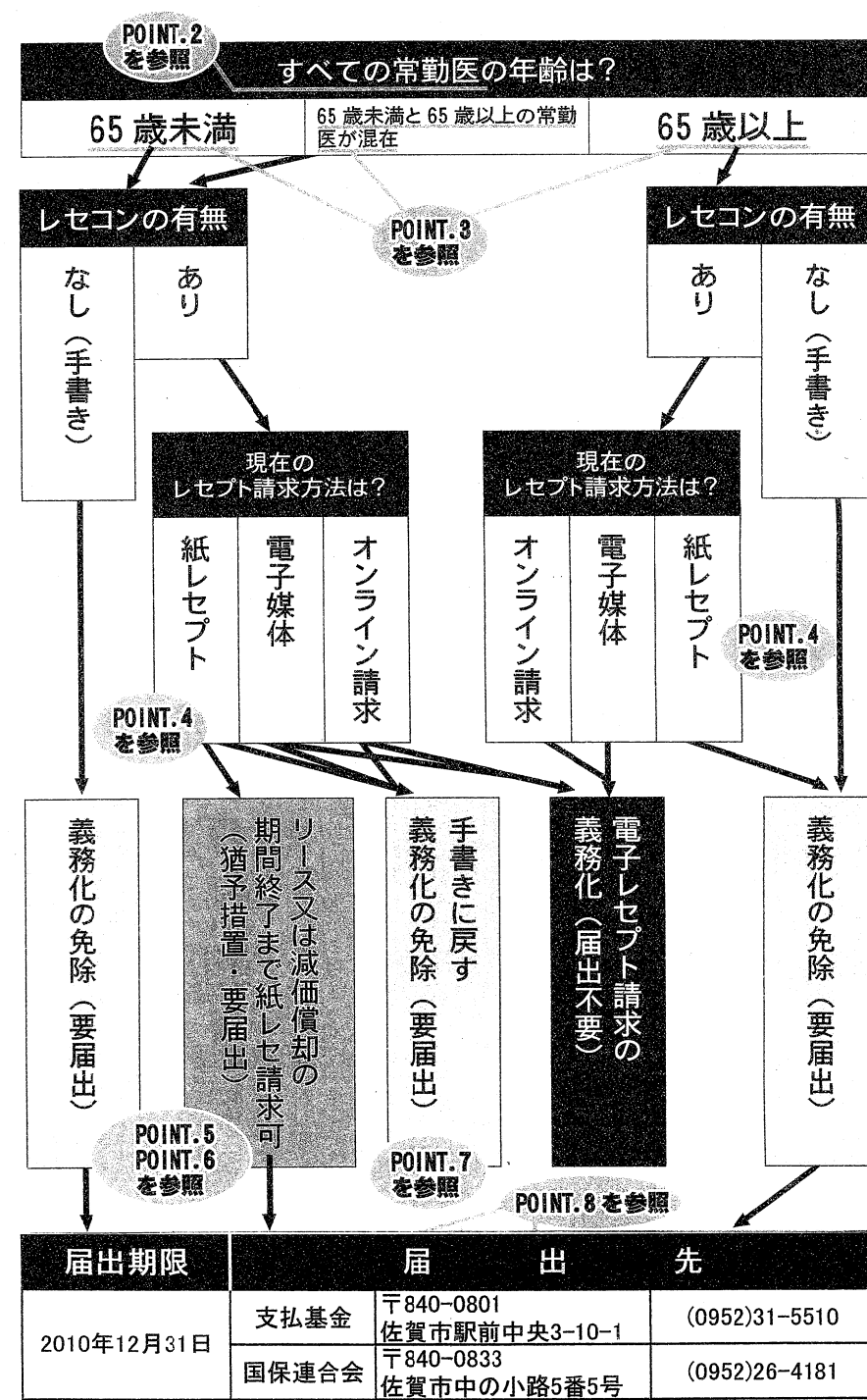
POINT.7

手書きに戻す
これまでレセコンをご使用の先生も、手書きに戻すことができます。

POINT.8

「届出」の届出期限・様式・提出先について
義務化の免除、猶予措置を適用するには、県支払基金と県国保連合会にて届出が必要となる。届出の様式は、対象ごとに異なる。

昨年 11 月 25 日の厚生省の改正省令により、レセプトオンライン請求の義務化は撤回されました。しかし、原則として「電子レセプト請求」義務化（歯科では平成 23 年 4 月診療分請求から）となり、年齢や条件等により「義務化の免除」「猶予措置」などが設けられています。
歯科医療機関において、電子レセプト請求の「免除」または「猶予」を選択する場合には、所定の書類を年末の 12 月 31 日までに支払基金と国保連合会の両審査機関に届け出る必要があります。
「免除」「猶予」を希望する医療機関は、なるべく早めに届け出を行ってください。



佐賀県保険医協会
〒840-0801
佐賀市駅前中央1丁目9番45号
三井生命ビル4F
TEL 0952-29-1933
FAX 0952-23-5218

免除・猶予を希望する場合は、①支払基金と②国保連合会の両方に届出が必要です。届出様式が手元にない場合は、支払基金佐賀支部、佐賀県国保連合会までお問い合わせください。また、支払基金本部HP (<http://www.ssk.or.jp/yoshiki/index.html>) からダウンロードできます。